

# 日本特殊陶業市民会館

## 施設利用料金の還付（払い戻し）について

やむを得ない事情で許可（利用料金納付）後に施設使用を取消される場合、管理事務室にて次の手続きにより還付をいたします。ご不明な点はお問い合わせください。

**申請期限** ご使用日（連続使用の場合は最初の日）の14日前までで、かつ使用許可の取消を申し出て認められたときとなります。  
(なお、前14日目が年末年始などで休館していても、期間が延びる事はありません)

**還付金額** 納付済み金額の半額を還付いたします。  
※ただし、附属設備使用料金は原則ご利用当日の精算のため、事前にお支払いいただいていた場合でもお返しできませんのでご注意ください。

### 申請に必要な物

- 施設使用許可書
- 領収書（コピーでも可）  
※振込で納付された方⇒金融機関発行の振込控など
- 駐車券
- 印鑑
  - ・代表者印（使用許可書に記した代表者の物に限る。シャチハタなどのスタンプ式のものは不可）  
※法人の場合は会社印と代表者印の双方が必要
  - ・来館者（還付金受領者）印（シャチハタなどのスタンプ式のものは不可）

### 還付手続の流れ

#### 1 直接ご来館にて手続きをされる場合

- ① 「日本特殊陶業市民会館施設使用許可取消（還付）申請書」をお受け取りください。
- ② 必要事項をご記入・代表者印捺印のうえ、施設使用許可書・領収書・駐車券と共に提出。
- ③ 日本特殊陶業市民会館施設等利用料金還付金領収書に署名・来館者（＝受領者）捺印のうえ、還付金を受領ください。  
代表者印をご持参できない場合は事前に上記①の書類にご捺印いただきご持参ください。

#### 2 振込還付を希望される場合（遠方または還付金額が高額の場合）

- ① ・「日本特殊陶業市民会館施設使用許可取消（還付）申請書」「還付金請求書」に必要事項をご記入・代表者印捺印のうえ、施設使用許可書・領収書または金融機関発行の振込控・駐車券と共に提出（持参または郵送）ください。
- ② ・金融機関で入金の確認をお願いします。  
(書類提出後、ご指定の口座に振り込みますが、振込手数料は還付金額から差し引かせていただきます。尚、書類提出後、入金までに1か月程度かかる場合もありますので予めご了承ください。)